

豊中市成年後見制度利用促進協議会設置要綱

(目的)

第1条 権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みにおいて、協議会は、地域・福祉・行政・法律専門職と連携協力して、成年後見制度に関する専門的な相談や家庭裁判所との情報交換・調整等を行い、成年後見制度の理解と利用促進を図る。

(設置根拠)

第2条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するため、「豊中市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 成年後見制度利用促進に関する事項
- (2) その他成年後見制度の利用促進に関し必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、別表1に定める機関により構成する。

(協議会の運営)

第5条 協議会長は、福祉部長の職にある者をもって充てる。

- 2 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 会長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(豊中市成年後見制度利用促進作業部会)

第6条 協議会は第3条第1号に掲げる事項について調査及び検討を行うため、豊中市成年後見制度利用促進作業部会を設置することができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の出席者は、活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第8条 委員の謝礼の額は、日額9,700円とする。但し、市職員、豊中市社会福祉協議会及び市から権利擁護の推進に関連する業務を受託する団体は除く。

(事務局)

第9条 協議会の運営については、地域共生課と豊中市成年後見サポートセンター運營業務受託団体が共同で行う。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

[別表1]

市関係部局	福祉部長 福祉部 長寿安心課長 福祉部 障害福祉課長 福祉部 福祉事務所長 健康医療部 医療支援課長
関係機関・団体	弁護士会 司法書士会 社会福祉士会 地域包括支援センター 障害者相談支援センター 法人後見を受任しており、市域を活動範囲とする NPO 法人 (社福) 豊中市社会福祉協議会